

Ⅱ 令和元年度 総合政策部の施策概要

第1 知事・副知事業務の総合調整

＜知事室秘書課＞

1 秘書関係業務の実施

知事及び副知事の秘書業務や知事公館の維持管理（総務部総務課主管分に属することを除く）を行います。

第2 広報広聴活動の推進

＜知事室広報広聴課＞

平成26年4月に策定した「北海道戦略広報基本方針」に基づき広報活動を展開するとともに、道民の意向などの把握に努め、道民、企業、NPOなどの理解と協働のもと、道政における重点政策の実現に向けて、より効果的・効率的に広報広聴活動を推進します。

1 広報活動の推進

「北海道価値を活用した情報発信」と「広報目的に応じた的確な道政情報の提供」という広報の役割をしっかりと果たしていくため、北海道戦略広報基本方針の中で、4つの基本戦略を設定して具体的な取組を推進します。

本方針の推進に当たっては、広報広聴連絡会議において、各部局・振興局における広報の取組についてサポートしつつ、情報の共有や連携を図りながら、全体の進行管理を行っていきます。

また、公募委員や民間有識者で構成する北海道広報広聴推進会議において、幅広い観点から意見を伺いながら、具体的な取組に反映していきます。

目標指標等として、広報事業はもとより、普及啓発事業においても、可能なものについては、成果指標の設定や事前周知、参加者数等の把握やアンケート調査の実施、事業結果の公表に努めます。

(1) 基本戦略と推進項目

【基本戦略1】北海道価値の効果的な発信

- ① インターネットの積極的な活用
- ② マスメディアに対する働きかけ
- ③ 道外在住者・外国人に向けた情報発信

【基本戦略2】道民の理解と協働によるコミュニケーション広報の推進

- ① 道民ニーズを踏まえた適切な広報手段の活用
- ② 広報に関する道民意見の把握と反映

【基本戦略3】民間企業などとの協働による広報の推進

- ① 民間ならではの効果的な手段を活用した協働広報の推進

【基本戦略4】広報活動を支えるマネジメント機能の充実

- ① 広報広聴連絡会議等の活用
- ② 職員の広報マインドの醸成

(2) 広報重点テーマ等

各部局・各振興局における政策について、特に重点的に広報を実施していくものについては、「広報重点テーマ」を設定し、各種広報インフラを集中的に活用した積極的な広報を推進します。

また、北海道のキャッチフレーズ「その先の、道へ。北海道」を活用し、国内外に北海道の魅力を積極的に発信します。

2 民間企業等との協働の推進

「北海道戦略広報基本方針」の「基本戦略3 民間企業などとの協働による広報の推進」を含め、道内地域や経済の活性化、公共サービスの充実や道が進める施策の効果的な展開を図るため、民間企業等からの協働事業の提案募集、包括連携協定の活用などにより、民間企業等との協働を推進します。

3 広聴活動の推進

道民の意向や地域ニーズを的確に把握し道政に反映させるため、あらゆる手段や機会を通じ、広聴活動を実施します。

特に、部長等、総合振興局長及び振興局長は、地域に出向く機会を活用し様々な分野の人たちとの対話や懇談会等の実施に努めます。

(1) 対話広聴

- ① 各種会議、懇談会、行事等の開催時
- ② 事業所、施設等の訪問時
- ③ 現地視察時等

(2) 調査広聴

アンケート調査、実態調査等

(3) 意見募集等

ホームページの活用、パブリックコメント手続等

4 その他広報広聴活動の推進

外部委員による北海道広報広聴推進会議を定期的を開催することにより、道民のための広報広聴活動の効果的な推進を図ります。

また、庁内広報広聴担当課長等で構成する広報広聴連絡会議を開催し、道における重点的な広報や積極的な広聴の実施について協議・検討するほか、広報広聴担当者会議を開催し、毎月の月間道政広報計画や広聴実施結果を協議するなど情報の共有に努めます。

さらには、職員研修、諸会議など様々な機会を通じて、全庁的な広報広聴活動の円滑な推進に努めるとともに、道職員一人ひとりが「広報・広聴パーソン」であるという意識の啓発に努めます。

第3 道民の権利利益の保護及び道政相談の充実

＜知事室道政相談センター＞

1 苦情審査委員制度の運用

平成11年6月からスタートした苦情審査委員制度は、開かれた道政を一層推進するため、簡易迅速に道民の権利利益の保護を図り、道民の道政に対する信頼をより確かなものにするを目的としており、この制度の適正な運用を行います。

【苦情審査委員制度の概要】

機関名	北海道苦情審査委員	定数	2名	施行日	平成11年6月7日
所掌事項	①道の機関の業務の執行に関する苦情の審査をすること。 ②道の機関の業務に関し、その是正又は改善の措置を講ずるよう勧告し、制度の改善を求める意見の表明をすること。 ③勧告、意見の表明等の内容を公表すること。				
対象要件	①道政に関して自己の利害があるもの。 ②一定の期間内(1年)の事案であること。 (ただし、判決等により確定した事項、裁判所で係争中の事項、議会に請願・陳情中の事項などは除く。)				
対象機関	道の機関(ただし、議会、公安委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会を除く。)				
公表	①勧告、意見表明の内容 ②勧告に対する措置の報告 ③四半期ごとの活動状況				
申立件数	26年度20件 27年度16件 28年度14件 29年度26件 30年度5件(1月末現在)				

2 公益通報者保護制度の運用

平成18年4月1日から施行された公益通報者保護法について、広く道民に周知するとともに、「公益通報処理に関する要綱」により知事への通報窓口として円滑な運用を行います。

【公益通報の処理状況】

年度	受理件数	うち調査件数	うち措置件数
26年度	2件	1件	1件
27年度	3件	1件	1件
28年度	0件	0件	0件
29年度	5件	1件	0件
30年度	2件	1件	0件

※30年度は1月末現在の件数

3 道政相談の充実

広く住民から寄せられた道政に係る相談、苦情、要望、照会等を庁内各部局との連携を密に対応するとともに、道民に身近な各種相談窓口等をインターネット上で紹介することにより、道政相談の充実を図ります。

【道政相談の処理状況】

年度	相談件数	うち当センター受付件数
26年度	4,047件	3,321件
27年度	4,084件	3,171件
28年度	4,683件	3,906件
29年度	4,137件	3,465件
30年度	4,594件	4,024件

※30年度は1月末現在の件数

1 重要政策の総合調整

道政運営上の重要事項に係る協議、庁内の情報共有等を行うため、庁議等を開催するなど、各部と連携を図りながら、道の重要政策に関する総合調整を行います。

2 北海道・新時代の創造に向けた政策展開

当面する道政上の重要課題に取り組んでいくため、次年度に向けて、政策検討の基本方針を定め、これに基づき総合的な視点から政策を検討します。

令和元年度（2019年度）は、「北海道への想いをつなげる豊かな地域づくりの挑戦」、「多様性と可能性を活かした確かな未来づくりへの挑戦」、「地域と未来を支える活力ある産業づくりの挑戦」という3つの挑戦を、10の展開方向に沿って推進し、活力あふれる北海道の新時代の創造に取り組みます。



3 TPP等への対応

新たな国際環境下にあっても、農林水産業の再生産が可能となり、地域の産業が持続的に発展していけるよう、国の施策も効果的に活用しながら、競争力のある産業づくりに向けた施策の展開に取り組みます。

4 庁内資源・機能の有効活用

多様化・複雑化する行政課題に対応するため、先進事例や有識者等のノウハウ・知見等も加えながら、具体的な政策形成を図る仕組みや体制を構築するなど高度で実効ある政策の実現を図る「政策開発推進事業」を推進します。

第5 総合教育の推進

＜政策局総合教育推進室＞

1 北海道総合教育会議の開催

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、知事と教育委員会で構成する「北海道総合教育会議」を開催します。

2 北海道未来人財応援事業の実施

北海道に貢献する意欲のある若者が海外において自らの資質の向上に挑戦することを応援し、北海道の将来を担う人材の育成を図るために、平成28年12月に創設した「ほっかいどう未来チャレンジ基金」を活用して、本道の学生や社会人に対し、海外留学や海外研修、国際大会参加経費等の助成事業を実施します。

第6 北海道総合計画等の推進・国費予算に関する総合調整

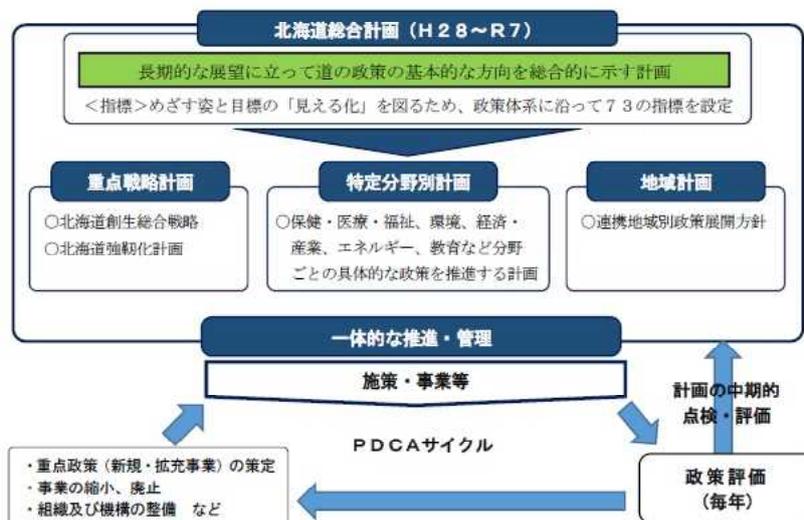
＜政策局計画推進課＞

1 北海道総合計画（2016(平成28)～2025(令和7)年度）の推進

長期的展望に立って、道の政策の基本的な方向を示す「北海道総合計画」は、道民や関係する方々と今後の北海道がめざす姿や進むべき道筋を共有し、その実現に向けてお互いに連携を深め、力を合わせて取り組んでいくための指針として策定しており、個別具体的な施策や事業については、総合計画とは別に策定する重点戦略計画や特定分野別計画などに委ね、一体で推進することにより、実効性の確保に努めています。

特に、人口減少や強靱な北海道づくりなど、喫緊の課題に対応するため、「北海道創生総合戦略」や「北海道強靱化計画」を重点戦略計画として位置づけ、重点的に推進します。

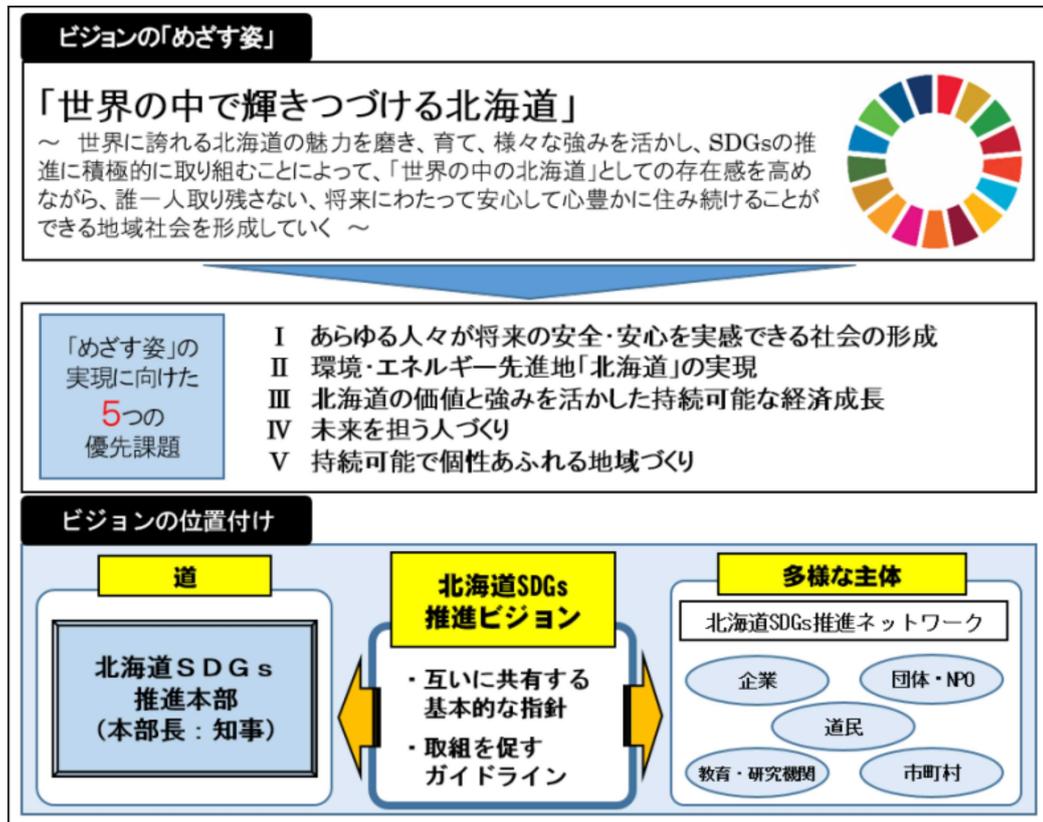
なお、総合計画等を推進するためには、北海道開発法に基づき策定された「北海道総合開発計画」など国の各種計画の着実な推進が重要であることから、国などと密接な連携を図ります。



2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組む国際社会全体の目標であり、世界の中の北海道として、持続可能な地域社会の形成をめざし、道民と力を合わせながら、SDGsの達成に向けた取組を推進していくため、2018年12月に「北海道SDGs推進ビジョン」を策定しました。

このビジョンを道民や市町村、企業・団体、NPOなど多様な主体の方々と広く共有しながら、各種計画へのSDGsの要素の反映や関連施策の着実な実施はもとより、地域説明会の開催や取組事例集の作成、多様な主体と連携した普及啓発などを通じ、様々な主体や世代にSDGsを広く浸透させながら、持続可能な地域づくりに向けた取組を推進します。



3 北海道政策評価条例に基づく政策評価の実施

総合計画の政策体系に沿った施策やそれを構成する事務事業についてP D C Aサイクルにより評価を行う基本評価、基本評価を補完する公共事業評価など、北海道政策評価条例に基づく政策評価を実施し、総合計画の推進管理や毎年度の重点政策の展開、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備などに反映します。

4 国の施策及び予算に関する提案・要望

人口減少や北海道の強靱化など本道が直面する喫緊の課題に関連する国の施策の推進や制度の創設・改正、北海道開発予算等に関連する重点事項について、国等に対し、機動的・効果的な提案・要望を行います。

5 北海道特定特別総合開発事業の推進

北海道総合開発計画の効果的な推進を図るため、国が設定した特定テーマ「生産空間の維持・発展」、「国土強靱化」及び「北方領土隣接地域における魅力ある地域社会の形成」に基づき、基幹的な事業を機動的・重点的に推進します。

6 社会資本整備の推進

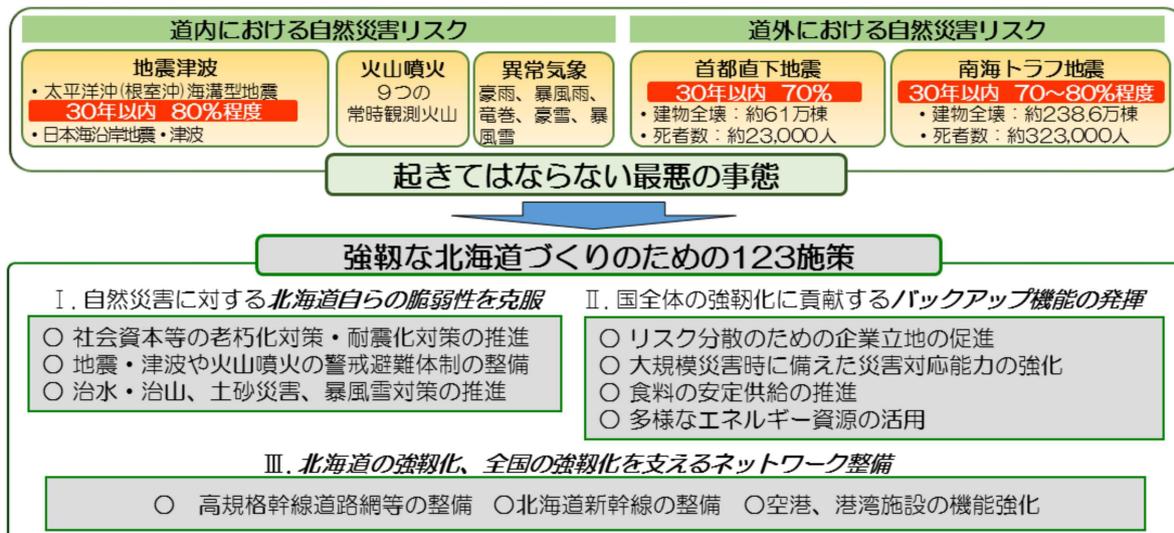
財政状況が厳しい本道において、公共施設、インフラの老朽化が課題となる中、本道にとって必要な社会資本整備を着実に進めるための方針である「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」や道有施設の老朽化対策の基本的な方針である「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備を推進し、本道の強靱化に取り組みます。

また、その手法の一つとして、多様なPPP/PFI手法の導入を促進し、国や関係部局と連携を図りながら、市町村の案件形成を支援します。



7 北海道強靱化計画の推進

北海道強靱化計画に基づき、北海道自らの強靱化のための防災・減災対策のほか、本道のバックアップ機能を発揮し、国全体の強靱化に貢献していくための施策を総合的かつ計画的に推進します。



第7 「世界津波の日」2019高校生サミット in 北海道の開催

<政策局世界津波の日高校生サミット推進室>

1 「世界津波の日」2019高校生サミットin北海道の開催

地震や津波などの災害から国民の生命、身体、財産の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化できる国土強靱化を担う将来のリーダーの育成と、世界各国の「きずな」を一層深めることを目的に、国内外の高校生が地震や津波の脅威とその対応などを学ぶ『世界津波の日』2019高校生サミット in 北海道を開催します。

<開催概要>

- ・主 催 北海道、北海道教育委員会
- ・共 催 国連防災機関（UNDRR）駐日事務所
- ・後 援 国土強靱化推進本部、内閣府政策統括官（防災担当）、外務省、文部科学省、国土交通省、気象庁、経済協力開発機構（OECD）、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）
- ・開催日 2019年9月10日（火）～9月11日（水）
- ・会場 北海道立総合体育センター「北海きたえーる」
- ・参加者 国内外の高校生・引率500名程度
- ・使用言語 英語
- ・内 容 開会式、分科会、記念植樹・記念碑除幕式、総会・閉会式

2 関連事業

(1) 事前学習ツアー

平成5年の北海道南西沖地震被害から復興を果たした奥尻町において、防災・減災の取組や災害からの復興などについて学びます。

- ・参加者 道内からサミットに参加する17校（議長等含む）
- ・開催日 2019年8月6日（火）～8日（木）
- ・場 所 奥尻町

(2) 若き津波防災大使スタディツアー

サミットに参加する海外高校生が、2班に分かれ、それぞれの訪問地において防災・減災の取組を学ぶとともに、地元高校生との交流や北海道の文化と自然に触れます。

- ・主 催 （公財）日中友好会館 他
- ・開催日 2019年9月7日（土）～9日（月）
- ・訪問地

- 1班：奥尻町、倶知安町、洞爺湖町、壮瞥町など
- 2班：釧路市、浜中町、上富良野町、美瑛町など



1 土地水対策の総合的推進

総合的かつ計画的な土地利用を図るため、各種土地利用計画の調整や土地取引の規制など、国土利用計画法に基づく諸対策を積極的に推進します。

(1) 土地水対策の総合調整等

北海道土地・水対策連絡調整会議等の適切な運営により、土地水対策の総合調整に努めるとともに、関連する施策等の推進に取り組みます。

(2) 国土利用計画（北海道計画）の管理及び市町村計画に対する助言等

国土利用計画（北海道計画）は、道土の総合的かつ計画的な利用を推進するための長期計画であり、道土の利用に関する行政上の各種計画の基本となるものです。

このため、道土利用の現況把握に努めるなど、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう計画の管理を行います。

また、この計画を基本として策定される国土利用計画（市町村計画）に対して必要な助言を行います。

(3) 土地利用規制等対策の推進

① 土地利用基本計画の管理等

北海道土地利用基本計画は、個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては土地の利用目的が適正なものであるかどうかの判断基準となるものです。

このため、計画の管理に当たっては、各種土地利用計画との調整を図るなど、適切な土地利用の推進を図ります。

② 土地取引届出制度の推進

一定規模以上の土地取引について、届出（事後届出制度）を受け、必要に応じて指導・助言等を行い、適正な土地利用を図ります。

③ ゴルフ場の開発規制

ゴルフ場の開発については、「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」（平成2年11月15日施行）に基づき、自然環境の保全、良好な生活環境の確保や災害の防止を図り、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

④ 千歳川流域治水対策

千歳川流域の治水対策については、国が策定した「石狩川水系千歳川河川整備計画」に沿って、国や関係自治体等と連携して取り組みます。

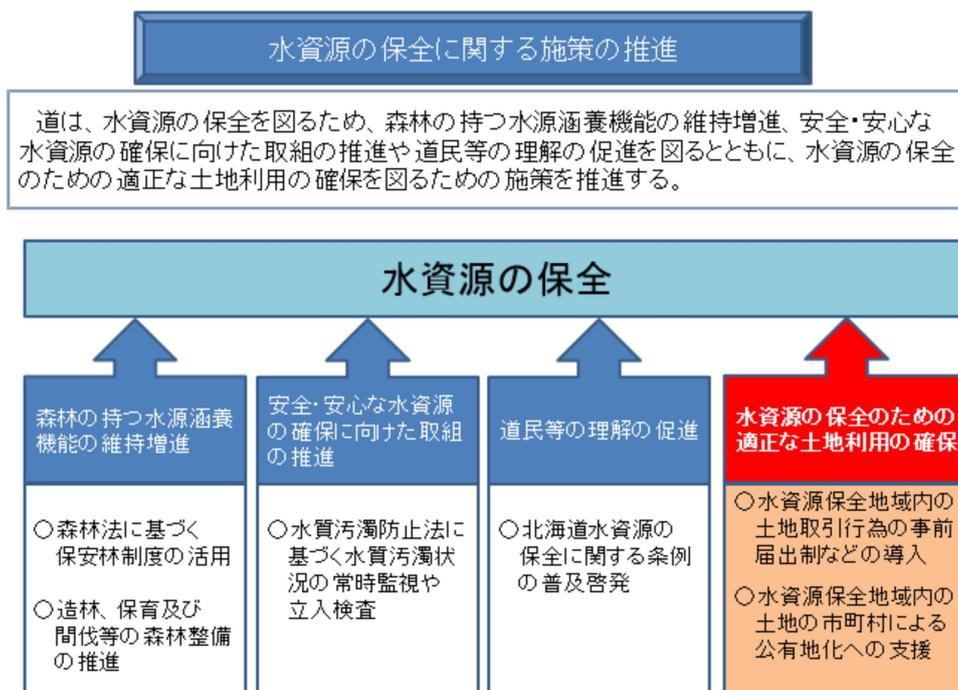
(4) 地価調査の実施

地価調査の結果は、土地取引の届出に係る価格審査等の規準とするとともに、一般の土地取引価格の指標としても活用されています。令和元年度は、1,039地点の基準地について鑑定評価を行い、標準価格を判定し、9月下旬に公表します。

2 水資源の保全に関する取組の推進

本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう水資源の保全に関する施策を総合的に推進する条例を制定し、平成24年4月から施行しています。

この条例では、水資源の保全に関する基本理念を定めるとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、土地取引行為に係る新たな事前届出制を平成24年10月1日から導入しています。



3 水の有効利用の推進等

水の有効利用を推進するため、国土交通省が主唱する「水の日」（8月1日）、「水の週間」（8月1日～7日）の協賛行事として、水の重要性をテーマにした「全日本中学生水の作文・北海道地方コンクール」を実施し、優秀作品の知事表彰を行い、これらの作品を中央審査の対象作品として推薦するなどの啓発活動を行うほか、国土交通省の委託による道内の水需給の動向等に関する調査を行います。

第9 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）の運営支援

＜政策局研究法人室＞

道立試験研究機関がこれまで果たしてきた機能の維持及び向上を図り、社会情勢の急激な変化に柔軟に対応できる組織へと改革していくため、22の道立試験研究機関を統合し、平成22年4月に設立した道総研の円滑な運営を引き続き支援していきます。

1 道総研の運営支援

道総研が、道内外の様々な大学や研究機関などとの連携を図りながら、総合力を発揮し、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与することができるよう、円滑な運営を支援します。

本道の持続的発展を図るため、市町村や民間交流団体、関係団体、企業などと連携を図りながら、「世界の中の北海道」という視点に基づき、経済・人材・文化など様々な分野の交流の拡大や北海道ブランドの海外プロモーション等の国際化施策を戦略的に推進します。

1 グローバル戦略の展開

グローバル化の流れが急速に進展している中、本道が将来にわたり輝き続けていくためには、「世界の中の北海道」として、的確かつ迅速な対応を進めていくことが重要です。

このため、平成29年12月に「北海道グローバル戦略」を策定し、今、私たちに求められるグローバルな視点や、今後、北海道がめざす姿を道民の皆様と共有しながら、食や観光といった経済分野をはじめ、教育、文化等の取組を連携させるなど、国際関連施策の戦略的・効果的な展開を図ります。

2 外国人にも暮らしやすい地域づくり

道民と外国人居住者が互いの文化や生活習慣などを相互に理解・尊重し、ともに地域の発展・活性化に貢献することができる多文化共生社会の実現に向け、地域における受入環境の整備や理解促進のための普及啓発、情報発信の多言語化を図り、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」を目指します。

3 海外との交流の推進

姉妹友好提携を締結しているカナダ・アルバータ州、中国・黒竜江省、アメリカ・マサチューセッツ州、ハワイ州、ロシア・サハリン州、韓国・釜山広域市、慶尚南道、ソウル特別市、済州特別自治道、タイ王国・チェンマイ県の6カ国10地域と、経済、教育、文化などの様々な分野での交流の活性化を図ります。

4 ロシアとの友好・経済交流の推進

①食の安全・安心、健康・長寿、②寒冷地の快適な生活、③環境の保全、④エネルギーの地産地消、⑤人的交流の拡大からなる新5つの「協力パッケージ」を推進力として、サハリン州・沿海地方・ハバロフスク地方などのロシア極東地域とのこれまでの交流の深化と拡大を図るとともに、サンクトペテルブルク市・モスクワ州などの欧露部との経済・文化・医療など幅広い分野での交流を進めるなど、ロシアとの地域間交流を加速化します。

5 関係機関・団体等と連携した国際交流の推進

北海道の地域国際化協会である公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターへの支援をはじめ、在札幌総領事館や友好交流団体、JICA北海道、大学、海外道人会などと連携し、多様な国際交流の推進や本道が持つ寒冷地技術などを活用した国際協力を推進するとともに、北朝鮮による拉致問題の早期解決を図るため、関係団体などとの連携を図りながら各種啓発事業等を実施し、道民への意識啓発に努めます。

また、北海道洞爺湖サミット等の国際会議の開催実績を踏まえ、本道の活性化に向け、国・市町村・関係機関と連携しながら、国際会議の誘致に取り組みます。

6 人材の育成

語学指導等外国青年招致事業（JETプログラム）により国際交流員（CIR）や外国語指導助手（ALT）などを受け入れ、外国語教育の充実及び国際交流の推進を図ります。

また、道内の高校生等を諸外国へ派遣し、国際性豊かな地域づくりを担う人材の育成を進めるとともに、海外と本道との架け橋となる人材の育成に向け、外国人私費留学生等を支援します。

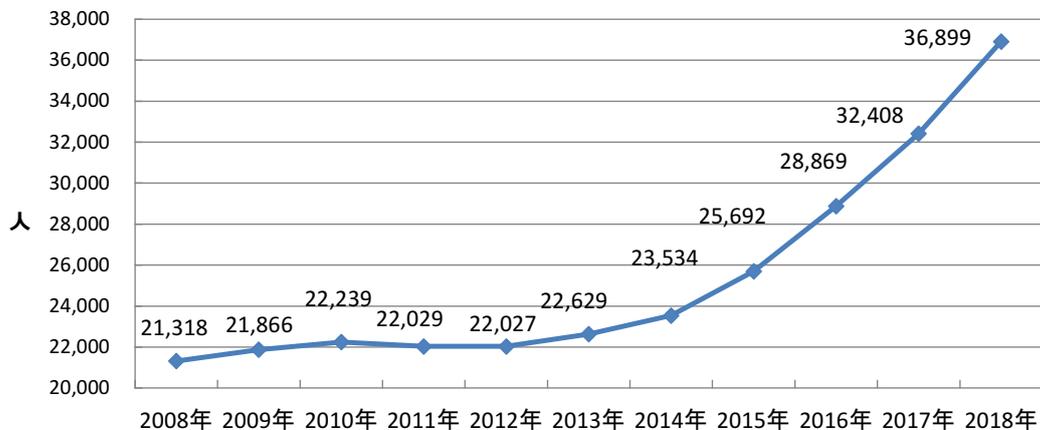
7 G20観光大臣会合開催に係る支援や地域PR等の実施

令和元年（2019年）10月に開催されるG20観光大臣会合の成功に向け、開催地の俱知安町をはじめ全道の企業や団体と連携しながら、各国の皆様を温かく迎え入れるおもてなしや、優れた自然環境、安全で良質な食といった本道の魅力を発信する地域PRなどに取り組みます。

8 旅券の発給

旅券の発給申請の受理及び旅券の作成・交付事務を行うとともに、旅券の作成を除く事務の市町村への権限移譲の促進に努めます。

（参考 1）【北海道の外国人の状況（法務省在留外国人統計）】



（参考 2）【北海道の姉妹友好交流地域の概要】

区分	カナダ・アルバータ州	中国・黒竜江省	アメリカ・マサチューセッツ州
提携日	<姉妹提携>1980年9月5日	<友好提携>1986年6月13日	<姉妹提携>1990年2月7日
位置	北緯49～60度 西経110～120度	北緯43～53度 東経121～135度	北緯42～43度 西経70～73度
面積	661,185km ²	473,000km ²	20,306km ²
人口	4,334千人(2018年)	37,992千人(2018年)	6,860千人(2017年)
州・省都	エドモントン市	ハルビン市	ボストン市
気候	湿度が低く地域や季節によってかなりの格差がある。	寒温帯から温帯に位置し、冬は寒さが厳しく、夏が短い。	暖流の影響で緯度が高割には気候は温暖。
産業	・豊富な天然資源(石油・オイルサンド・天然ガス)による資源供給型の経済構造で、主な産業は、石油・ガス、石油化学、農産物・食品等。 ・1戸当たり農地面積は北海道の約18倍。小麦、大麦、菜種が主要作物。	・中国食糧基地のひとつで畜産も盛ん。 ・中国最大の森林区で良質の木材の供給基地。 ・河川、湖水を利用した内水面漁業が盛ん。	・全米でも有数のIT・バイオ産業の集積地。 ・大学・大学院の集積地でもあり、産学連携による産業育成が盛ん。 ・クランベリー生産量は全米2位。
区分	ロシア・サハリン州	韓国・釜山広域市	韓国・慶尚南道
提携日	<友好・経済協力提携>1998年11月22日	<交流趣意書>2005年12月14日	<交流趣意書>2006年6月7日
位置	北緯45～55度 西経141～145度	北緯34～35度 東経128～129度	北緯34～35度 東経127～129度
面積	87,100km ²	769km ²	10,538km ²
人口	490千人(2018年)	3,441千人(2018年)	3,373千人(2018年)
州・省都	ユジノサハリンスク市	—	昌原(チャンウォン)市
気候	冬は寒冷。南西部はやや温暖で、北海道に近い。	夏冬の気温差が少ない海洋性気候。	北西の山脈が冬の季節風を防ぐため、温暖な気候。
産業	・土地の半分以上はタイガで木材産業が盛ん。 ・海洋資源が豊富で水産業が盛ん。 ・石油・ガス・石炭などのエネルギー資源が豊富。	・韓国第一の港湾、釜山港を核とした物流の拠点。 ・漁業、水産加工業、都市近郊の園芸農業が盛ん。	・温暖な気候を生かした野菜、果樹栽培が盛ん。 ・航空、造船、家電製品等の工場が立地。
区分	韓国・ソウル特別市	タイ王国・チェンマイ県	韓国・済州特別自治道
提携日	<友好交流協定>2010年10月15日	<友好関係協定>2013年2月26日	<友好協力協定>2016年1月12日
位置	北緯37度 東経126度	北緯18度 東経98度	北緯33～34度 東経126度
面積	605km ²	20,107km ²	1,849km ²
人口	9,765千人(2018年)	1,746千人(2017年)	667千人(2018年)
州・省都	—	チェンマイ市	済州(チェジュ)市
気候	大陸性の気候で、緯度の割に冬の寒さが厳しい。	熱帯性気候で、乾季、雨季、雨季の3つの季節がある。	韓国では最も温暖な気候だが、冬は風が強く、南北で気温差が大きい。
産業	・食品加工、繊維、化学、印刷のほか、近年は、観光、デザイン、コンベンション、デジタル産業、R&D等の発展が期待される。	・農業を中心とする第一次産業の割合が17%で減少傾向にあり、一方、観光業を中心とする第三次産業が71%で増加傾向にある。	・柑橘類などの農業、鉱物資源とその関連工業などがあるが基幹産業は観光業。
区分	アメリカ・ハワイ州		
提携日	<友好交流協定>2017年5月8日		
位置	北緯18～29度 東経154～162度		
面積	16,634km ²		
人口	1,428千人(2017年)		
州・省都	ホノルル市		
気候	熱帯気候。		
産業	・世界有数の観光先進地。		

1 「北海道 ICT 利活用推進計画」

(1) 計画の概要

道では、平成13年度から順次「情報化推進計画」を策定して、道民の方々や市町村、企業などと ICT 利活用の将来ビジョン等を共有した上で、道民生活や産業分野などにおける情報化を計画的に推進してきたところですが、近年のスマートフォンの急速な普及や IoT、ビッグデータ、AI の実用化の進展など、ICT を取り巻く環境が劇的に進化する中、広域分散型社会を形成し、人口減少が全国を上回るスピードで進行する北海道が抱える様々な課題に的確に対応し、「北海道総合計画」が掲げる「輝きつづける北海道」を実現するため、平成30年3月に「北海道 ICT 利活用推進計画」を策定しました。

なお、本計画は「官民データ活用推進基本法」に基づく「都道府県官民データ活用推進計画」として位置づけています。



(2) 施策の展開方向

本計画においては「北海道総合計画」が掲げる「生活・安心」、「経済・産業」、「人・地域」の3つの分野とともに、ICT 全般の利活用の推進と電子行政の構築を担う「行政」を加えた4分野を基本方針の柱として取組を推進します。

また、具体的取組を推進するにあたっては、令和2年度を目途に重点的に取り組む施策を4つの基本方針を横断する形で設定し、ICT の利活用の拡大・深化に向けた取組を積極的に展開します。

- 【重点的に取り組む施策】**
- ① IoT、オープンデータ・ビッグデータ、AI 等の活用推進
 - ② テレワークの推進
 - ③ マイナンバー制度の円滑な運用等
 - ④ 情報通信基盤の維持・整備
 - ⑤ サイバーセキュリティ対策の推進
 - ⑥ 人材育成・普及啓発（プログラミング教育、セキュリティ人材）

2 情報化施策の推進

(1) 災害に強い情報通信基盤の整備

大規模災害に備え、道と市町村等を結ぶ「北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）」の更新整備に取り組むとともに、携帯電話、ブロードバンド環境など地域における情報通信基盤の整備と利活用を促進します。

(2) 電子道庁の推進

住民にとって利便性の高い申請・届出、調達の電子化の推進や、庁内の情報システムの質を更に高め、ICTの積極的な利活用を推進することで行政サービスの一層の向上を図ることを目的とし、全体の効果的・効率的なシステム運用を目指す情報システム最適化、LGWANなど各種情報通信基盤の効果的な利活用の推進、パソコンやソフトウェアなどの情報資産の適切な管理、情報セキュリティ対策の推進などの取組を進めます。

(3) 電子自治体の共同化の推進

道と市町村等で構成する「北海道電子自治体共同運営協議会」と電子自治体を推進するための第3セクターである株式会社HARPとの連携の下、HARP構想*に基づき、共同利用型の電子申請、電子入札サービス等の利活用を促進するなど、市町村における共同利用型サービスの展開を図ります。

* HARP【ハープ】Harmonized Applications Relational Platform(調和型アプリケーション連携基盤)の略。
道と市町村が、効率的・効果的に共同アウトソーシング方式による電子自治体の取組を推進するもの。

(4) 災害に強い電子自治体の取組

情報システムの全体最適化の取組を推進する中で、データセンターの活用やクラウドの導入等について検討するとともに、HARP構想に係る取組においても、市町村における自治体クラウドの導入等を促進します。

(5) オープンデータ・ビッグデータの活用推進

オープンデータとして公開するデータの拡充や機械判読に適したデータ形式での公開を進めるとともに、市町村におけるオープンデータの取組を支援・促進します。

(6) 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用

社会保障、税、災害対策分野での情報連携やマイナンバーカードを活用した公的個人認証など、強固なセキュリティ環境を確保した上で、行政の効率化や住民の利便性の向上に資するよう、マイナンバー制度の円滑な運用に取り組むとともに、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

(7) 災害時におけるICT部門の業務継続の確保

道の災害時における重要な業務を支える情報システムに係る代替・復旧対策等をまとめた「ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)」の推進に取り組むとともに、市町村のICT-BCPの策定に係る取組についても支援を行います。

3 施策の推進体制

道と国、市町村、産業界・学界、道民などの多様な主体が連携・協働し、本道におけるICTの利活用の拡大・深化に向けた取組を効果的かつ効率的に推進します。

(1) 庁内における施策の推進

知事をトップとして道政運営の重要事項に係る決定等を行う庁議や各部等との連絡調整等を行うICT推進委員会により、庁内の総合調整を図りながら、情報化施策を推進・展開します。

(2) 北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)の運営

北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局と道が、道内の情報化に関し連携して取り組むべき施策等について検討協議を行います。

(3) 地域情報化推進会議の運営

道内各地域において、地域の実情に即した情報化を推進するため、情報共有や意見交換等を行います。

(4) 北海道電子自治体共同運営協議会の運営

HARP構想を推進するため、道と市町村による検討協議等を行います。

第 1 2 統計調査の実施

<情報統計局統計課>

1 統計調査の実施

統計法に基づく基幹統計調査等（5省17調査）及び道単独統計調査（1調査）を次のとおり実施し、統計資料の整備を図ります。

〔総務省所管統計調査〕

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
2020年国勢調査調査区設定	2020年国勢調査の実施に当たり、前回調査時からの変化を調査区に反映させることにより、調査の正確性を期するとともに、調査結果の集計及び各種統計調査実施の基礎資料としての利用に供する。	10月1日 約51,000調査区
2020年国勢調査第3次試験調査	2020年国勢調査の調査方法、調査事務等についての最終的な検証を行う。	6月13日 約500世帯
経済センサス調査区管理	平成26年経済センサス-基礎調査において設定した調査区について必要な修正を行うことにより、事業所及び企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料としての利用に供する。	6月1日 約20,000調査区
経済センサス-基礎調査	我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備する。	甲調査：6月からの8ヶ月間 乙調査：6月1日 約250,000事業所
2019年工業統計調査（経済産業省共管）	製造業を営む事業所の従業者数や製造出荷額等を把握することにより、工業の実態を明らかにし、産業振興施策などの行政施策の基礎資料とする。	6月1日 約9,000事業所
労働力調査	就業、不就業の状態を明らかにする。	毎月末日 約2,700世帯
小売物価統計調査	消費者物価指数等を作成し、物価の動向及び構造を明らかにする。	毎月 約880店舗・1,200世帯
家計調査	家計収支の実態を明らかにする。	毎月 318世帯
2019年全国家計構造調査	世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を明らかにする。	10月～11月 約3,600世帯

〔文部科学省所管統計調査〕

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
学校基本調査	学校に関する基本的事項を明らかにする。	5月1日 約2,900校
学校保健統計調査	幼児、児童及び生徒の発育、健康状態を明らかにする。	4～6月 208校

〔厚生労働省所管統計調査〕

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
毎月勤労統計調査	給与、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにする。	毎月末日 約1,200事業所
毎月勤労統計調査 特別調査	給与、労働時間及び雇用について、小規模事業所の変動を明らかにする。	7月31日 約900事業所

〔農林水産省所管統計調査〕

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
2018年漁業センサス	漁業の生産構造や就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を把握し、水産行政施策推進のための基礎資料とする。	平成30年11月1日 約12,000漁業経営体
2020年農林業センサス	農林業・農山村の基本構造の実態を明らかにし、農林行政施策推進のための基礎資料とする。	令和2年2月1日 約44,600農林業経営体

〔経済産業省所管統計調査〕

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
生産動態統計調査	鉱工業の毎月の生産高等を明らかにする。	毎月末日 63事業所
商業動態統計調査	商業を営む事業所の毎月の商品販売額等、事業活動の動向を明らかにする。	毎月末日 約630事業所

〔北海道単独統計調査〕

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
北海道住民基本 台帳人口移動報告	道内の地域別の人口移動状況を明らかにする。	毎四半期末日 179市町村

2 調査結果の公表及び統計の普及啓発の推進

各種統計調査の結果を広く一般の利用に供するため、統計資料を整備するとともに、統計功労者の表彰、統計職員の研修等を行い、統計の普及啓発を行います。

(1) 統計の公表及び普及

統計調査の結果を速やかに公表するとともに、行政推進上の基礎資料としての活用や、広く道民の利用に供するため、道をはじめ、各機関が公表している諸統計を収録した出版物を刊行します。

また、統計の普及啓発を図るため、ホームページによる各種統計情報等の配信や統計グラフ全道コンクールを行います。

- ① 出版物の刊行

北海道ポケット統計	3月
北海道統計書	3月
- ② ホームページによる情報提供

上記①に掲げる刊行物の掲載	
各種統計調査の結果	随時更新
- ③ 統計の普及啓発事業

令和元年度統計グラフ全道コンクール	
-------------------	--

(2) 統計功労者の表彰

北海道表彰規則に基づき、北海道社会貢献賞を贈ります。

表 彰 者	統計調査に従事した年数が30年に達した統計調査員
表 彰 時 期	10月 (予定)

表彰式開催場所 札幌市（予定）

(3) 統計業務研修の実施

統計に関する知識を深め、統計業務の円滑な遂行を目的として、次の研修会を開催します。

＜統計職員業務研修＞

統計事務に従事する道及び市町村職員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：基礎研修 札幌市（1回／2日間）、専門研修 札幌市（1回／1日間）

＜都道府県別登録調査員研修＞

統計調査に従事する登録調査員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：札幌市（1回／1日間）

第13 地域創生・人口減少問題対策の推進

＜地域創生局地域戦略課＞

1 「北海道創生総合戦略」の効果的な推進

本道の人口減少問題に関する基本認識を広く道民が共有し、北海道における地域社会の創生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年10月、「北海道人口ビジョン」及び「北海道創生総合戦略」を策定しました。今年度においても、この総合戦略に基づき、庁内をはじめ地域の多様な主体と連携しながら着実に推進するとともに、5年間の戦略推進期間の最終年度を迎えることから、次期戦略策定に向けた検討を進めます。

また、国の地方創生関連交付金等も活用しながら、地方創生に関する各政策を一体的に推進していきます。

(1) 官民連携による戦略の推進

産官学金等で構成する「北海道創生協議会」を戦略推進の中核組織として位置づけ、官民連携により総合戦略を推進します。

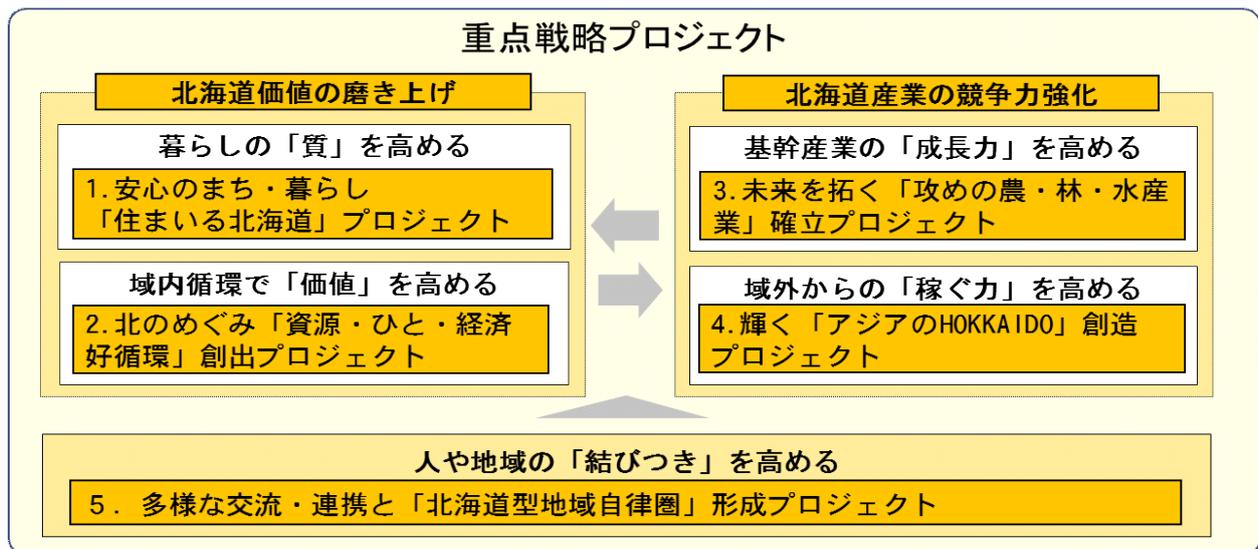
(2) PDCAサイクルによる戦略の推進

道の政策評価及び総合計画の推進管理との一体的なPDCAサイクルを構築するとともに、その評価結果を踏まえながら「北海道創生協議会」における議論を通じ、戦略の検証を行います。

(3) 地域戦略の推進

道内各地域の特性や資源を活かした取組を進めるため、各振興局において、部局横断的な推進体制を構築し、地域の多様な主体で構成する「地域づくり連携会議」を核として、地域戦略の推進を図るとともに、「人材」「資金」「情報」面で市町村等の取組を包括的にサポートするためのプラットフォームを形成するなど、市町村の総合戦略の推進を支援していきます。

「北海道創生総合戦略」の概要



基本戦略

1. 子どもを生み育てたいという希望をかなえる
2. 住み続けたいと思える生活環境を整える
3. 食や観光をはじめとする力強い産業と雇用の場をつくる
4. 北海道らしさを活かして人を呼び込み・呼び戻す
5. 多様性を活かし、北海道らしい連携により地域を形づくる

地域戦略 14振興局が中心となって進める広域的な施策の方向性を提示

(4) 自転車の活用及び安全利用の推進

「北海道自転車条例」が掲げる理念の実現に向け策定した「北海道自転車利活用推進計画」の着実な推進を図るため、国・市町村・関係団体と連携しながら、道民の健康増進やサイクルツーリズムによる観光振興を図るとともに、イベントの開催やPR活動を展開し、自転車の活用と安全利用を推進します。

2 「ほっかいどう応援団会議」の結成

本道が持つ可能性を最大限発揮するため、北海道を愛する方々が集い、交流するネットワークとして「ほっかいどう応援団会議」を結成し、拠点サイトの構築やほっかいどう応援セミナーの開催等を通じて、民間が有する力やノウハウを集結し、道や市町村が応援を求める各種取組への幅広い支援獲得を推進します。

3 総合振興局・振興局を拠点とした地域づくりの推進

地域を取り巻く社会経済情勢が厳しい状況にある中、様々な地域課題の解決や地域の活性化を図るためには、道民、市町村及び道が相互に連携・協働しながら、地域振興に関する施策を強力に推進していくことが必要です。

こうした考え方に立ち、道では、平成21年4月に、今後の地域振興に関する基本的な考え方や施策推進の枠組みを示す道民共有の指針となる、北海道地域振興条例を施行し、平成26年10月には、人口減少に伴う地域課題への対応や地域の実情に応じた施策の効果的な推進に当たって、振興局がその中核的な役割を担うことなどを施策推進の基本方針に加える条例改正を行いました。

引き続き、この条例の基本理念や施策推進の基本方針に基づいた各般にわたる地域政策を総合的かつ計画的に進めます。

また、地域の多様な課題に対応し、地域の実態を踏まえた施策を効果的に推進していくためには、地域づくりの拠点である振興局が市町村と一体となって地域の強みや可能性を活かした取組を進めていくことが重要であり、振興局による各般の地域振興施策を最大限活用し、市町

村とともに地域づくりを推進します。

(1) 連携地域別政策展開方針に基づく施策の推進

平成28年7月に策定した「連携地域別政策展開方針」は、北海道地域振興条例第5条に基づく6つの広域的な地域の計画であり、方針に掲げる各地域で重点的に取り組むプロジェクトについて、振興局が中心となり地域の多様な主体と連携・協働しながら推進していきます。

また、方針の推進に当たっては、北海道創生総合戦略の地域戦略や特定の政策分野ごとの特定分野別計画と連携を図るとともに、各地域で開催する「地域づくり連携会議」などの場を活用して、プロジェクトの効果的な展開を図ります。

(2) 振興局からの政策提案を通じた施策等への反映

振興局が地域とともに課題解決に向けた取組を進めていくための対応施策を取りまとめた「政策提案」を踏まえ、全庁横断的な調整を行いながら、道の施策への反映を図っていきます。

(3) 振興局独自政策の実施

地域課題の解決や道・市町村の総合戦略を推進するため、「地域政策推進事業（振興局独自事業）」により振興局が地域と連携して地域に根ざした取組を進めるとともに、振興局が地域間連携の先導的な役割を担うことができるよう、振興局事業と協働して実施される市町村事業を地域づくり総合交付金で支援する「地域政策コラボ事業」により、振興局と市町村が一体となった地域づくりを一層強化していきます。

(4) 地域における政策の形成

振興局が、市町村の創生総合戦略の推進状況や地域課題を把握するための「地域創生ミーティング」のほか、振興局と市町村の協働プロジェクトのブラッシュアップや新たな施策検討を行う「振興局と市町村との協働政策検討会」などの実施を通じて、地域の課題解決に向けた政策の形成を図ります。

(5) 地域への人材支援

振興局長が市町村長からの意向を踏まえながら派遣先市町村を決定できる「地域振興派遣」や市町村の地域創生の取組に重点的に対応するため、振興局職員が出張により協力・支援を行う「地域創生出張サポート制度」により、地域ニーズに対応した市町村への人材支援を実施します。

4 地域における移住・定住施策の推進

人口減少問題対策の柱の一つとして、本道への移住・定住の促進に積極的に取り組むこととしており、市町村で構成する「北海道移住促進協議会」や、民間企業や商工会などで構成する「NPO法人住んでみたい北海道推進会議」をはじめとする関係機関と連携しながら、相談体制の強化や移住関連情報の発信などに取り組みます。

また、関係人口の拡大に向け、首都圏の企業等を対象に道内における休暇を兼ねた観光地での勤務、いわゆるワーケーションの実証事業を実施するなど、本道への移住関心層の掘り起こしを図ります。

(1) 相談体制の充実強化

平成27年度に道庁内、平成28年度に東京（東京交通会館8階）に開設した「北海道ふるさと移住定住推進センター」において、「しごと」や「住まい」など本道への移住に関する情報提供やきめ細かな相談対応を行います。

東京センターでは、「北海道暮らしミーティング」を実施しており、移住希望者へ効果的な情報発信に取り組めます。また、東京交通会館内にある「どさんこ旅サロン」、「北海道どさんこプラザ」と連携し、食や観光とあわせ、本道の魅力を一体的に発信していきます。

(2) 若者の呼び込み・呼び戻しの強化

学生など首都圏の若者を対象に、北海道での暮らし方や働き方の魅力をリアルに感じていただくため、実際に道内の地域で活躍している企業の方や地域おこし協力隊員などから、直接情報を発信する場を設けるとともに、首都圏在住の若者等によるネットワークづくりに取り組むなど、本道への移住に関心のある若者等を掘り起こし、将来的なU Iターンや移住につなげていきます。

第14 地方分権の推進

<地域創生局地域主権課>

道においては、地域のことは地域が自ら決定できる分権型社会の構築を目指し、地方分権の推進に係る取組を進めています。

また、地方からの発意による国の義務付け・枠付けの見直しや地方への事務・権限の移譲などの分権改革についても、全国知事会等と連携しながら、地域の自主性・自立性の一層の向上が図られるよう取組を進めています。

1 道州制特区提案に向けた取組

地域が自ら主体的に考え、行動することができる分権型社会を目指し、道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲等を先行的、モデル的に推進します。

2 構造改革特区の取組

地域の特性を活かした活性化を実現するために、地域の取組の支障となる規制等を緩和する手段の一つである構造改革特区制度の活用を促進します。

3 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

第9次地方分権一括法に基づく国から都道府県、都道府県から中核市への事務・権限移譲の施行に向け、引き続き、関係先と連携を図りながら円滑に移譲が進むよう調整を行っていきます。また、地方分権改革に関する提案募集による提案を、市町村と連携するなど効果的に行うとともに、全国知事会とも連携して、提案の実現に向けた国への働きかけを行うなど、地方分権改革の取組を推進します。

第15 市町村自治の振興

<地域振興局市町村課>

道内市町村は、施策の重点化や組織のスリム化など徹底した行財政改革に鋭意取り組まれてきているが、歳入においては、地方税などの自主財源の割合が低く地方交付税に依存した弱い財政構造にあり、歳出においては、扶助費、公債費などの義務的経費の負担が大きく、厳しい財政運営が続いています。

また、住民に身近な市町村が、高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応していくため、行財政基盤のより一層の充実・強化を図るとともに、行財政運営に関する説明責任を確実に果たすことが求められています。

さらに、住民の日常生活に密接に関連する上水道、下水道、病院事業などの地方公営企業の経営において、いかに経済性を発揮していくかが課題となっており、特に、医師や看護師の不足などにより大変厳しい経営環境にある病院事業においては、地域医療提供体制の確保と病院経営の健全化が最大の課題になっています。

こうした市町村の行財政運営への必要な助言や支援等を行うとともに、人口減少が進む中、市町村が多様な行政サービスを持続的に提供していくため、広域連携の取組を積極的に推進します。

1 市町村行政への助言等

市町村がより効率的な行政運営を図るとともに、多様化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応できるよう、情報公開をはじめ行政手続の透明性の確保や地域の実情に応じた広域行政の取組など、必要な助言等を行います。

2 市町村財政への助言等

市町村財政が適正かつ円滑に運営されるよう、効率的な財政運営のアドバイスや各種事業推進にあたっての財源相談、また、地方公共団体財政健全化法に基づく各種指標の公表を行います。

さらに、災害に強いまちづくりに向けた防災施設や庁舎改築にあたっての地方債発行をサポートするほか、老朽化対策が大きな課題となっている各種公共施設の総合的かつ計画的な管理を目的とした「公共施設総合（個別）管理計画」づくりに助言していきます。

3 地方公営企業経営健全化への助言等

経営の効率化・健全化を推進するため、料金等の適正化、経費負担区分の適正な運用、地方公営企業法の適用、経営戦略の策定・改定の推進等について助言等を行います。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業に対しては、策定された経営健全化計画が着実に推進できるよう助言等を行います。

4 夕張市財政再生計画の円滑な推進

夕張市における財政再生計画の着実な実行や地域再生に向けた取組等を支援するため、庁内関係部局と連携し必要な助言等を行います。

5 市町村振興基金の効果的な運用

市町村の公共施設や生活基盤等の整備などに要する資金の貸付制度である市町村振興基金を効果的に運用し、市町村の振興に必要な財政支援を行います。

6 市町村税の徴収成績向上対策の推進

自主財源である市町村税の収入確保は極めて重要な課題であることから、市町村との相互協力関係を一層強化し、市町村税及び道税の徴収率の向上を図るため、総務部財政局税務課と共同して市町村に助言等を行うとともに、市町村が広域的な徴収組織による滞納整理の取組を行う場合は、庁内関係部局と連携して必要な支援を行います。

7 市町村間の広域連携の促進

広域分散型の地域特性を有する本道において、人口減少問題に的確に対応し、市町村が持続的に多様な行政サービスを提供していくためには、広域的な連携がこれまで以上に重要となることから、国の定住自立圏構想などの活用を促進するとともに、市町村間の連携の取組を推進する「市町村連携地域モデル事業」や、振興局と市町村が共通・類似する事務について協働した取組を検討する「振興局・市町村協働ガバナンス事業」に取り組むとともに、新たに事務を共同化する市町村等への道職員の派遣などにより、地域の実情に応じた様々な連携の取組を支援します。

8 道から市町村への事務・権限の移譲

住民サービスの向上を図り、活力ある地域づくりを進めるためには、住民に最も身近な市町村に幅広く事務・権限を移譲し、市町村が行政サービスの中心的な役割を担うことが重要であることから、「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」（平成31年3月改訂）に基づき、市町村への個別説明などによる働きかけを行うほか、移譲を推進するための環境整備として、権限移譲に係る初期投資に対する財政支援や、多数の権限を受ける市町村等に対する道職員の派遣を実施します。

1 地域政策の推進

北海道創生総合戦略における地域戦略や連携地域別政策展開方針における地域重点政策ユニット、各市町村の創生総合戦略など、各地域の重要な施策等を重点的に推進するため、地域の実情に応じた政策の形成や市町村への協力・支援など、地域の創意と工夫による自立的な取組を推進します。

(1) 地域活性化に向けた支援

個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域課題の解決や地域活性化を図るために実施する地域の創意と主体性に基づく市町村や各種団体等の様々な取組に対し、「地域づくり総合交付金」で支援します。

また、市町村が行う基盤整備に対する財政措置である「地域活性化事業」や（一財）地域活性化センター等の各種助成制度について助言等を行うとともに、（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）と連携して民間事業活動等を支援します。

(2) ふるさと納税制度やクラウドファンディングの推進

自分の生まれ故郷や愛着のある地域を応援したいという気持ちを寄附という形で表す「ふるさと納税制度」を活用し、寄附を貴重な財源として、地域課題の解決や地域経済の活性化が図られるよう取り組むとともに、北海道の魅力やいただいた寄附の用途を積極的にPRすることで、寄附者の共感が得られるよう取り組みます。

また、社会的課題の解決や地域資源を活用した経済の活性化など特定のプロジェクトへの共感を通じて資金を調達する仕組みである「クラウドファンディング」の活用が促進されるよう、市町村や地域づくり団体などを対象に、仕組みや活用のポイント、先進事例などを紹介するセミナーの開催などに取り組みます。

(3) 地域再生等の取組の促進

公的需要に大きく依存する北海道の地域経済が民間主導の自立型経済へと転換していけるよう、「地域再生」の提案や計画作成に向けた地域の自主的・主体的な取組を促進します。

また、地域の活性化を一層促進するため、知事の権限にかかわる規制の緩和や支援を行う北海道版構造改革・地域再生特区（北海道チャレンジパートナー特区）の取組を推進します。

(4) 知事の地域への訪問の実施

知事が地域を訪問し、市町村長や地域づくり実践者等との対話や懇談、先進事例の視察などを通して地域課題等を共有し、解決に向けた施策の立案及び実施により、効果的・効率的な取組を推進します。

(5) 市町村が行うプレミアム付商品券事業の業務支援

消費税引き上げによる非課税者や子育て世帯の負担を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、国の財政支援のもと、プレミアム付商品券の発行等を行う市町村の取組を支援します。

2 条件不利地域の支援

道内には、人口減少により地域の活力が低下し、過疎地域に指定されている149市町村のほか、条件不利地域として、交通のハンディキャップがある離島6町、生活の利便性に課題がある辺地を抱える77市町村、産業基盤や生活環境の整備等が必要な山村地域を有する96市町村、半島地域25市町村及び特別豪雪地帯86市町村があります。

道では、国や市町村と連携し、このような条件不利地域に対する国の特別施策を推進することにより地域の振興発展に努めるとともに、国の交付金を活用した協調補助や道単独補助金などにより、地域の実情に即して自主的に実施する個性的で魅力あるまちづくりを支援します。

(1) 地域振興計画等の推進

- ① 道が策定した北海道過疎地域自立促進方針・計画、北海道離島振興計画、半島振興計画、北海道山村振興基本方針及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画を推進します。
- ② 市町村が策定する辺地総合整備計画、過疎地域自立促進計画及び山村振興計画に対し、助言を行います。

(2) 地域振興施策による支援

過疎地域、山村地域、離島地域、豪雪地帯の振興のため、国の補助事業等を活用した地域振興事業や施設整備を促進するほか、特定有人国境離島地域の離島航路及び航空路運賃の低廉化を支援するとともに、雇用機会拡充や滞在型観光等を促進します。

また、本土と比較して価格差のある離島地域の家庭用プロパンガスの航路運送費について支援します。

3 集落対策の促進

道内の集落では、全道を上回るスピードで人口減少や高齢化が進行しており、住民同士の助け合いやコミュニティ活動などが困難となってきました。

そのため、市町村や住民の主体的な取組の促進を図ることを目的に、集落対策に取り組む市町村のサポートをはじめ、集落を支える人材の育成、集落問題に関する研究、困りごとを気軽に相談できる相談会や集落間の交流を深める場づくりに取り組みます。

さらに、生活支援に関する取組や各地域の先進的な取組等の成果を幅広く普及・発信し、集落対策の各地域への定着を目指します。

4 地域づくり活動の促進

人口減少や少子高齢化、人々の価値観や生活様式の多様化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、住民ニーズや地域課題が複雑化する中で、活力にあふれ、持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政のみならず、市民やNPO、企業など地域の多様な主体がその担い手となってお互いに協力し合い、地域が目指す方向に向かって取り組んでいくことが必要になってきています。

このため、道では、様々な課題に自ら立ち向かうことができる活力ある地域社会の構築を目指し、多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の価値を高める力である「地域力」の育成・向上に向けた取組を推進します。

また、地域の魅力ある資源を活用した地域づくりを促進するため、「北海道遺産」などの歴史や文化を生かした地域づくりを支援します。

(1) 「地域力」の育成・向上に向けた情報の収集・発信

「地域力」の育成・向上の必要性や道の取組、地域における取組手法、道内外の先進事例など「地域力」に関する情報の収集・発信を行い、「地域力」に対する道民や市町村の理解を深め、「地域力」の向上に向けた全道的な取組を促進します。

(2) 地域づくり活動への支援

地域づくりに取り組んでいる活動現場に伺い、情報提供や相談業務、意識醸成など、地域づくりのサポートに取り組みます。

また、住民と行政の協働の取組手法や実践活動のスキルを習得する機会を設け、地域づくりを進める際に核となる担い手の育成を行います。

(3) 地域おこし協力隊の活用促進

都市住民が、地域に居住して、地域のブランドや地場製品の開発・PR等の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」制度は、市町村において、地域の活性化に資するほか、移住・定住の推進につながることから、市町村職員や隊員向けの研修会の開催など、隊員の確保・育成、定住に向けた支援を行います。

(4) 歴史や文化を生かした地域づくりの推進

道内の歴史的建築物や自然、ジンギスカン、アイヌ文様など、次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から「道民の宝物」として選定した67件の「北海道遺産」について、「NPO法人北海道遺産協議会」と連携し、その保全や活用を図るとともに、新たな北海道遺産の選定を進めます。

また、北前船寄港地・船主集落をはじめとする日本遺産や、「炭鉄港」と言われる空知の炭鉱、小樽の港、室蘭の鉄鋼といった産業遺産、ジオパークや恐竜等の化石などの歴史的・文化的遺産等を生かした個性あふれる地域づくりを支援します。

(5) 「北海道ニューリーダーネットワーク（仮称）」の創設に向けた検討

各地域の将来を担うリーダーを育成するとともに、「北海道ニューリーダーネットワーク」を創設するため、有識者による検討会議を設置し、ニューリーダー像とその育成方法やネットワークの構築方法等について検討を行います。

5 東日本大震災による避難者への支援

東日本大震災に伴い、被災地から避難されてきた方々が安心して暮らせるよう市町村や関係団体等と連携し、総合相談窓口の設置のほか、将来の帰還や生活再建に向けて、生活支援情報の提供や交流相談会等による心のケア事業を行います。

第17 総合交通対策及び交通・物流ネットワークの構築

＜交通政策局交通企画課＞

本道を取り巻く環境の変化や公共交通における課題を踏まえ、総合計画に掲げるめざす姿「輝きつづける北海道」の実現を支えるため、総合的な交通ネットワークの形成に取り組んでいます。

1 総合的な交通ネットワークの形成

道では、地域の暮らしや産業経済を支える持続的な交通・物流ネットワークの確保に向け、本道の交通が進むべき方向を示す「北海道交通政策総合指針」を平成30年3月に作成し、東京オリンピック・パラリンピックの開催や、白老町の民族共生象徴空間”ウポポイ”の開設など、交流人口の拡大が期待される2020年度を目標に「インバウンド加速化戦略」や「シームレス交通戦略」など5つの重点戦略を設定し、交通事業者をはじめ、関係機関とともに施策を展開してきました。

令和元年度も本指針に基づき、引き続き関係者が協働して、本道のさらなる発展を支える「世界をひきつけ、地域の未来を創る交通ネットワークの実現」に向けた取組を進めていきます。

[北海道の交通基盤の現況]



2 地域交通の確保

本道では広域分散型の地域構造という特性により自家用車が交通手段として普及しており、また、人口減少や少子高齢化などの進展により、多くの地域においてバス利用者が減少傾向にあるなど、交通事業者を取り巻く環境は一層厳しい状況となっています。

地域の日常生活に欠かせないバス路線を確保するため、運行経費等の助成を行うとともに、乗合バス事業の活性化に取り組みます。

(1) 生活バス路線の確保

バス路線の運行経費や廃止されたバス路線を市町村等が代替して運行する経費等について、国や市町村と協調して助成を行います。

また、地域のバス路線の持続的な確保を図るため、バス事業者や市町村と連携しながら、バス事業の生産性向上や運転手確保対策の取組を推進します。

[平成30年度地域間幹線系統確保維持事業費補助金・平成30年度生活交通路線維持対策事業費補助金 実績] (単位：千円)

事業名	事業費	事業内容
対象期間：H29.10.1～H30.9.30		
地域間幹線系統確保維持事業	1,259,834	25 事業者 165 路線
生活交通路線維持対策事業		
広域生活交通路線維持費	112,921	13 事業者 52 路線
市町村生活バス路線運行費	26,131	11 市町村 22 路線
		5 事業者 16 路線

[平成30年度地域間幹線系統車両減価償却費等補助金 実績] (単位：千円)

事業名	事業費	事業内容
地域間幹線系統車両減価償却費等補助事業	7,365	1 事業者

(2) バスの利便性向上

高齢化が進展する中、ノンステップバスの導入などにより高齢者等の移動の利便性と安全性を高める事業等に助成を行い、バスの利便性向上を図り、利用促進につなげます。

(3) 運輸事業の振興

運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき、営業用バス及びトラックの輸送力の確保や輸送コストの上昇の抑制等を図るため、バス及びトラック事業者によって構成される公益法人等に対し、運輸事業振興助成交付金を交付します。

[平成30年度運輸事業振興助成交付金 実績] (単位：千円)

交付対象事業者	事業費
一般社団法人北海道バス協会	92,119
公益社団法人北海道トラック協会	841,124

(4) 離島航路の維持・確保

離島住民の生活環境の維持・向上や地域産業の振興、通院など医療の確保のために欠くことができない離島航路の維持・確保に向け、国や市町村と協調して離島航路事業者に対する欠損補助を行うほか、住民運賃割引を行う事業者に対する支援に取り組みます。

3 鉄道交通ネットワークの形成

鉄道は、国土を形成し、本道の骨格を形成する幹線交通ネットワークとしての役割はもとより、観光、物流など多様な機能を有しており、関係機関が一体となって、利便性の高い鉄道ネットワークの実現に向けた取組を進めていきます。

JR北海道が進める事業範囲の見直しに関し、持続的な鉄道網の確立に向けては、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域においても可能な限りの協力・支援を行うことが重要との認識のもと、鉄道の利用促進に資する取組を実施するとともに、

本道の地域特性や実情を踏まえた制度の構築に向けて検討を進めていきます。

また、北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）開業時にJR北海道から経営分離された道南いさりび鉄道線（旧江差線：五稜郭・木古内間）の運営を担う道南いさりび鉄道（株）の経営安定化に向けた支援を行うとともに、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）開業に伴い、JR北海道から経営分離される函館線（函館・小樽間）の地域交通の確保方策等について、沿線自治体と協議・検討を行います。

4 地域を支える交通・物流ネットワークの構築

公共交通は、住民の移動手段として不可欠な社会基盤であり、バスや鉄道などの交通事業者間が連携し、利便性向上につながる取組を行っていくことが必要です。このため、モデル地域において交通モードが連携した、わかりやすくストレスのないシームレスな移動環境の実現に向けた検討を行います。

また、四方を海に囲まれた本道において、本道で生産される農水産物や工業製品の道外への輸送、生活必需品の道内への供給など、国内外との物流や港湾などその基盤となるインフラは、本道の経済活動や道民生活を支える重要な役割を担っており、国際的な物流ネットワークの形成や国内・道内の物流ネットワークの強化、港湾機能の充実、北極海航路の活用に向けた取組等を推進します。

(1) シームレスな交通体系の実現に向けた取組の検討

スマートフォン上で、出発地から目的地までの移動手段の検索・予約・決済を一つのサービスとして提供する実証実験を行うなど、さらなる公共交通の利便性向上に向けた取組を進めます。

(2) 本道の観光振興や地域経済の活性化に向けた取組

クルーズ船の寄港拡大に向け、本道港湾の特色を活かして関係者との連携を強化し、クルーズ船の戦略的な誘致を進めます。

また、観光振興や地域活性化に資する観光列車については、運行主体やインバウンド対応、他の交通モードとの連携など運行に向けて更なる検討を進めます。

(3) 国際的な物流ネットワークの形成

経済活動や市場のグローバル化が進展する中、国際物流等の動向に対応するため、インフラの機能強化や輸送の充実・強化を進めるなど、国際的な物流ネットワークの形成に向けた取組を推進します。

また、海外需要を一層開拓し輸出拡大を図るため、道産食品の輸出額1,500億円の目標達成を目指し、小口混載輸送など民間企業等との連携による効率的な輸送体制の整備に向けた取組を推進します。

(4) 国内・道内の物流ネットワークの強化

道内間・道外間における将来にわたって持続可能な輸送ネットワークを実現するため、本道における今後の物流のあり方について検討するとともに、過疎地域等での持続的な物流の確保に向けた取組等を推進します。

(5) 港湾機能の充実・強化

港湾管理者である市町等と連携し、道内港湾の国際機能強化や内航輸送の強化など港湾機能の充実を図るほか、航路の充実など利用促進に向けた取組を推進します。

(6) 北極海航路の活用に向けた取組

北極海航路はヨーロッパと東アジアを結ぶ南回り航路の6割程度の距離で航行ができ、地理的条件において優位性のある本道にとって、経済活性化につながるものと期待されています。

道では、「北海道交通政策総合指針」及び「北極海航路の利活用に向けた方針」に基づき、国や関係機関と連携しながら、道内港湾の中継港・ハブ港としての拠点化に向けた取組を推進します。

このため、引き続き、市町村や北海道観光振興機構、JR北海道などと連携し、新幹線を活用した国内外観光客の誘客、教育旅行の誘致に取り組むとともに、歴史的につながりの深い東北地方との連携・交流を深めていくほか、新幹線沿線の自治体等と連携し、冬期間の利用向上も含めたプロモーションを実施するなどして、北海道新幹線の更なる利用促進を図っていきます。



■北海道新幹線車両H5系

近年、アジアをはじめとする外国人観光客の急増や、LCCの参入、空港運営の民間委託など、本道の航空を取り巻く環境が大きく変化しております。こうした情勢の変化を的確に捉え、将来にわたり北海道の航空ネットワークを持続的に発展させていくためには、航空会社や空港ビル会社、二次交通事業者、行政、経済団体、道民など多様な主体が将来像を共有し、これまで以上に連携・協働した取組を進めていく必要があることから、道では、平成30年（2018年）3月に、北海道における航空ネットワークのあるべき姿とその実現に向けた方策を明らかにする「北海道航空ネットワークビジョン」を策定しました。

令和元年度（2019年度）は本ビジョンに基づき、航空会社や空港所在地の自治体などの関係者と連携・協働して、航空ネットワークの充実・強化などに向けた取組を進めていきます。

1 国内航空ネットワークの充実・強化

広域分散型の地域構造である広大な北海道においては、航空路線が重要な高速移動手段になっており、道内の各空港と道外主要都市間を結ぶ路線や離島を含む道内路線は、道民生活をはじめ、経済活動、観光振興などにとって欠かせない重要な役割を担っていることから、LCCの就航やチャーター便の運航による新たな需要の創出を含めた航空輸送の維持・拡充を図る施策の推進に取り組んでいきます。

（1）地域航空ネットワークの形成

地域航空ネットワークの形成や利用促進を図るため、推進組織の活動を支援します。

また、道内外の航空ネットワークの充実や航空機の安定就航、利用者の利便性向上、道内空港の整備促進を図るため、関係機関との連絡調整を図ります。

（2）離島航空路線の維持・確保

離島住民の生活環境の維持・向上や地域産業の振興、通院など医療の確保のために欠くことができない離島航空路線の維持・確保に向け、国や離島町と協調して離島航空路線を運航する航空会社に対する支援に取り組みます。

（3）新規路線就航に向けた取組

道内地方空港への新規路線誘致及び誘客促進を図るため、新規就航する航空会社に対し、地上支援業務や空港周辺地域の観光資源等のPR業務に要する経費を支援するなど、路線の誘致及び定着に向けた取組を進めていきます。

2 道内空港の機能強化

北海道には、国（国土交通省）が設置・管理する空港が4、国が設置し地元市が管理する空港が2、道が設置・管理する空港が6、防衛省との共用空港が1で、合計13の空港があります。

現在、北海道と国内外とを結ぶ航空ネットワークの充実・強化を図るため、空港施設の整備・改良等が進められていますが、より一層、航空機の安全・安定運航の確保や利用者の利便性向上が図られるよう、国や関係機関に道内空港の機能強化を要請していきます。

また、丘珠空港では、空港と周辺住民が共存し、道内航空ネットワークの拠点空港としての機能を今後とも確保するため、札幌市が行う空港周辺の緑地整備事業に対し補助を行います。

道内空港の状況



平成30年度実績 北海道調べ

空港名	滑走路	道外路線	道内路線
新千歳	A: 3,000m B: 3,000m	羽田、成田、伊丹、関西、中部、青森、秋田、花巻、仙台、福島、山形、茨城、静岡、松本、新潟、富山、小松、神戸、岡山、広島、出雲、徳島、松山、福岡、那覇	稚内、釧路、函館、女満別、中標津、利尻
稚内	2,200m	羽田	新千歳
釧路	2,500m	羽田、伊丹、中部、関西	新千歳、丘珠
函館	3,000m	羽田、成田、伊丹、中部	新千歳、丘珠、奥尻
旭川	2,500m	羽田、伊丹、中部	
帯広	2,500m	羽田、中部	
女満別	2,500m	羽田、伊丹、関西、中部	新千歳
中標津	2,000m	羽田	新千歳
紋別	2,000m	羽田	
利尻	1,800m		新千歳、丘珠
礼文	800m		
奥尻	1,500m		函館
丘珠(札幌)	1,500m	三沢、静岡、松本	釧路、函館、利尻

3 新千歳空港の国際拠点空港化の推進

北海道の空の玄関口である新千歳空港における国際線利用者数は、年間300万人を超え、本道経済の活性化に大きな役割を果たしています。

新千歳空港における国際定期路線は、東アジアとを結ぶ路線を中心に20路線（令和元年6月1日現在）ありますが、海外からの観光客誘致などを推進し北海道経済の活性化につなげるために、北海道と世界を結ぶ国際的な交通ネットワークの形成をさらに進めていきます。

(1) 国際航空定期便の誘致

経済界などと連携して、北海道への観光客の増加が見込まれる東アジアや東南アジアのほか、長距離路線による新たな地域とのネットワーク形成や運休路線の再開に向けた取組を進めています。

(2) 空港施設・機能の整備・充実

C I Q体制の充実やインフォメーション機能の向上などについて、国などに働きかけを行うなど、空港機能の充実や空港利用者の利便性向上に向けた検討を進めるほか、2次交通アクセスの充実、長距離路線の安定運航に必要な滑走路の整備に向けた検討など、空港施設・機能の充実に向けた検討・取組を進めていきます。

(3) 一部外国航空会社の航空機の乗り入れ制限の緩和

新千歳空港は航空自衛隊千歳基地と隣接しており、一部外国航空会社の航空機の乗り入れについては、曜日によっては特定の時間帯に限られていることから、国に働きかけを行うなど、乗り入れ制限の緩和に向けた取り組みを進めていきます。

(4) 24時間運用に係る空港周辺対策

新千歳空港の国際拠点空港化を推進する上で必要な24時間運用に関し、道と関係市、関係地域住民が合意し、平成27年10月に深夜・早朝時間帯の発着枠が、それまでの6枠から30枠に拡大されました。

拡大された発着枠の運用に伴い必要となる、空港周辺地域における住宅防音対策と地域振興対策を実施するとともに、国際便やL C Cなどの誘致に向けた取組を進めます。

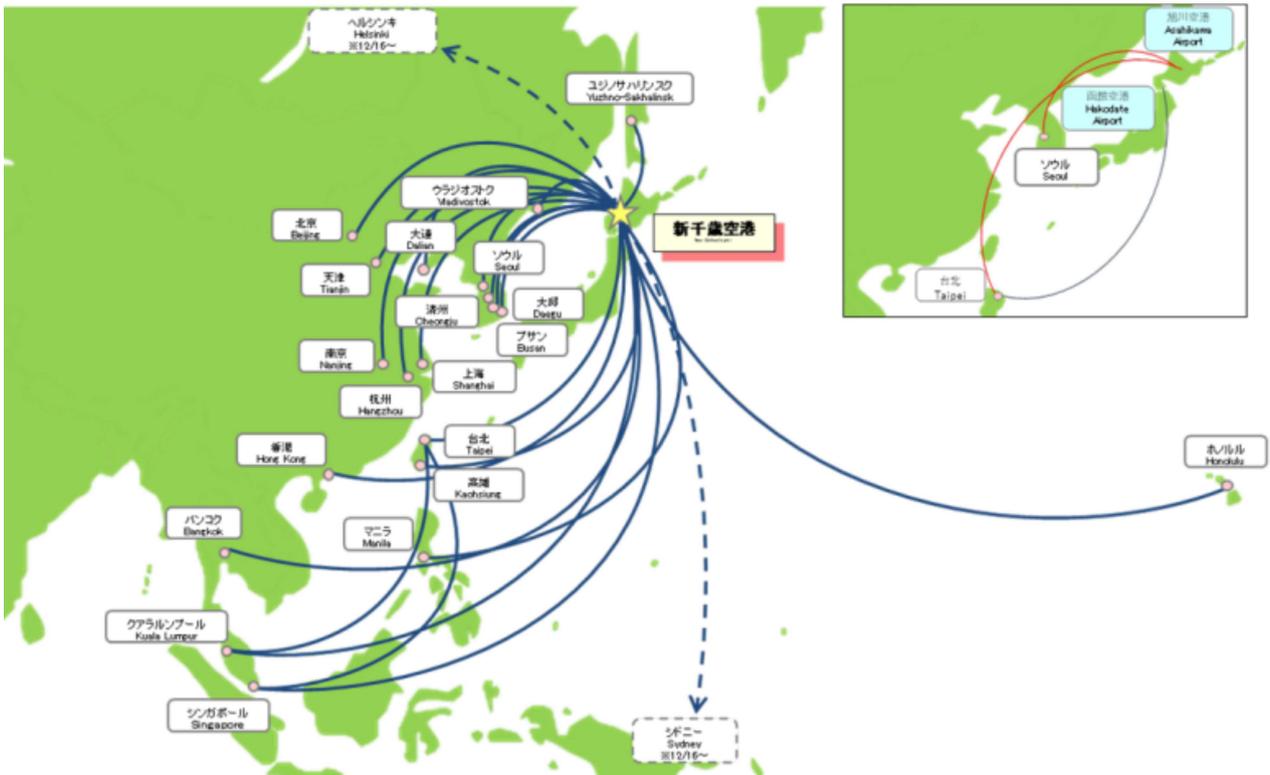
4 地方空港の国際化

新千歳以外の地方空港では、東アジア地域などにおける北海道人気を反映し、函館空港、旭川空港に定期路線が就航しています。

こうしたことから、関係市町村等と連携し、空港施設・機能の充実、C I Q体制の整備など道内空港の国際化に向けた取組を進め、地域における国際交流活動や地域経済の活性化を図っていきます。

[国際航空ネットワークの現況]

(令和元年6月1日現在 航空課調べ)



路線	航空会社	往復/週
新千歳-ソウル	大韓航空	14
	ジンエアー	7
	ティーウェイ航空	7
	アジアナ航空	7
	チェジュ航空	12
	イースター航空	7
	エアソウル	7
新千歳-テグ	ピーチ・アビエーション	7
	エア부산	7
新千歳-부산	ティーウェイ航空	7
	大韓航空	3
	エア부산	7
新千歳-清州	イースター航空	3
	チェジュ航空	7

路線	航空会社	往復/週
新千歳-北京	中国国際航空	7
新千歳-天津	天津航空	2
新千歳-上海	中国東方航空	7
	春秋航空	7
新千歳-杭州	海南航空	2
新千歳-大連	中国南方航空	3
新千歳-南京	中国東方航空	2
新千歳-香港	上海吉祥航空	3
	キャセイパシフィック航空	7
新千歳-台北	香港航空	9
	エバー航空	14
	チャイナエアライン	7
新千歳-高雄	ピーチ・アビエーション	7
新千歳-高雄	チャイナエアライン	5

路線	航空会社	往復/週
新千歳-シンガポール (台北経由)	スクート	4
新千歳-バンコク	タイ国際航空	5
	タイ・エアアジアX	4
新千歳-クアラルンプール	エアアジアX	4
新千歳-クアラルンプール (台北経由)	マリンド・エア	3
新千歳-マニラ	フィリピン航空	3
新千歳-ホノルル	ハワイアン航空	3
新千歳-ウラジオストク	ウラル航空	3
新千歳-ユジノサハリンスク	オーロラ航空	5
函館-台北	エバー航空	7
	タイガーエア台湾	5
旭川-ソウル	大韓航空	5
旭川-台北	エバー航空	2
	タイガーエア台湾	2

※時刻表等から作成したものであり、随時変更あり。

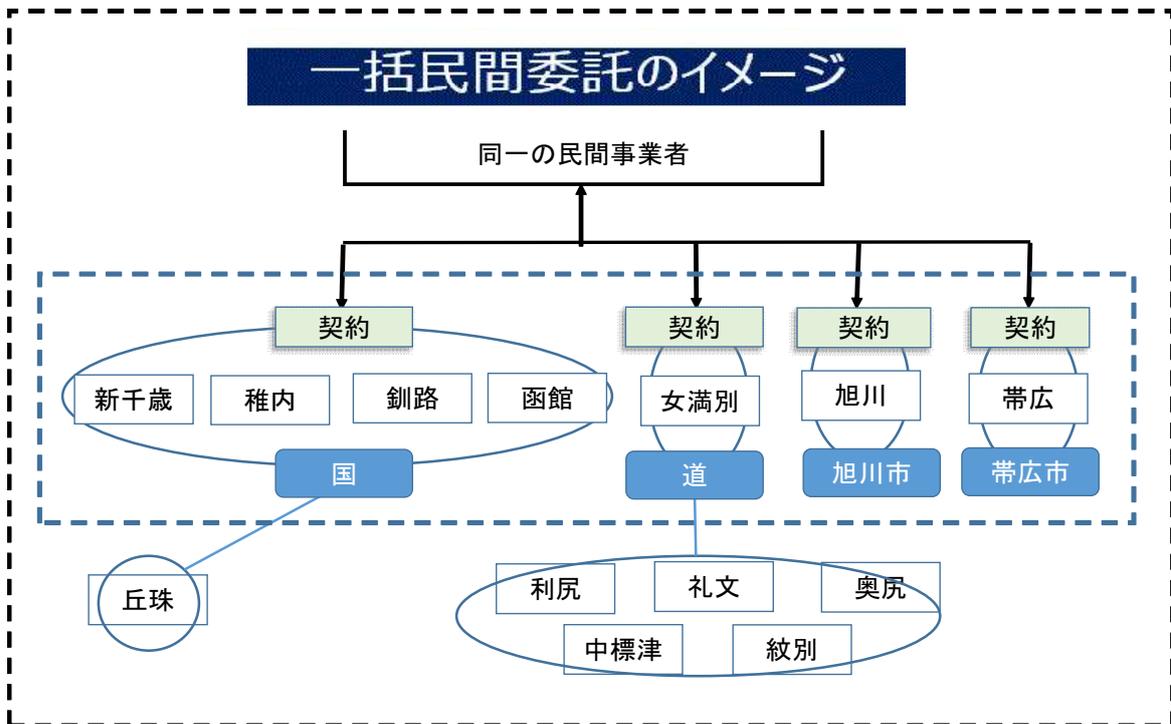
1 道内空港の運営に係る民間委託の推進

四方を海に囲まれた本道において、空港は多くの人々を招き入れるゲートウェイであるとともに、地域にとっても、観光をはじめ地域経済・産業の振興や地域医療の確保など、日々の暮らしの中で欠かすことのできない重要な拠点となっています。

また、それぞれの空港の後背圏には、豊かな自然環境や固有の歴史・文化、さらには農林水産業など多様な資源が広がっていることから、上質な滞在交流型の観光地づくりと広域観光ルートの形成にも大きな役割を果たすものです。

本道の持続的発展のためには、道内空港の機能強化や道内航空ネットワークの充実強化を図るとともに、こうした取組を広域観光の振興や地域経済の活性化につなげていくことが必要です。

このため、複数空港の一括民間委託という手法を通じて、7空港（新千歳、稚内、函館、釧路、女満別、旭川、帯広）の一体的運営を図り、民間委託を選択しない6空港（丘珠、中標津、紋別、奥尻、利尻、礼文）とも連携をしながら、平成29年12月に設置した「北海道航空振興基金」を有効に活用し、空港機能の高度化・多様化による利用者利便性の向上、ネットワーク全体の充実強化や航空貨物機能の強化を行い、来道者及び航空貨物取扱量の増加を目指します。



1 部行政の企画及び総合調整

総合政策部の行政の企画及び総合調整を行います。

2 全国知事会等の対応

地方自治の円滑な運営と進展を図るため、他都府県との連絡調整を緊密にして、全国知事会、北海道東北地方知事会、北海道・北東北知事サミットでの議論や政策提言等に積極的に対応します。